

委 託 契 約 書 (案)

- 1 委 託 番 号 R 8 上工委専第 2 号
- 2 委 託 業 務 名 上越工業用水道 天日乾燥池整備及び発生土運搬業務委託
- 3 委 託 場 所 上越市 大字寺 地内
- 4 履 行 期 間 日間
令和 年 月 日から令和9年1月20日まで
- 5 契 約 金 額 _____ 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ _____ 円
- 6 契約代金の支払
(1) 前 金 払 す る (契約金額が300万円未満の場合はしない)
(2) 部 分 払 す る
- 7 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。
ただし、企業局財務規程第137条第 3 項第 1 号に該当する場合は、免除する。
- 8 内容及び実施条件 別冊設計書及び図面のとおり
- 9 その他

上記委託業務(以下「委託業務」という)の実施に関し、上記条件のほか新潟県企業局財務規程(昭和62年新潟県企業局管理規程第4号)及び別紙委託契約条項によって契約を締結し、契約書の証として本書 2 通を作成し、当事者双方記名押印して、それぞれ 1 通を保有する(本書を電磁的記録で作成する場合は、当事者双方が電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管する。))。

令和 年 月 日

上越市大字寺 2
発注者 新潟県
新潟県上越利水事務所長 星野 主史

受注者

○企業局維持管理等業務委託契約条項

改正 平成 27 年 3 月 31 日企総第 455 号
改正 令和元年 10 月 28 日企総第 200 号
改正 令和 2 年 4 月 1 日企総第 40 号
改正 令和 2 年 10 月 1 日企総第 162 号
改正 令和 5 年 4 月 1 日企総第 26 号
改正 令和 5 年 10 月 1 日企総第 183 号

(総則)

- 第 1 条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書(別冊の設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この委託契約を誠実に履行し、発注者は、受注者に対する債務を履行しなければならない。
- 2 この条項に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除(以下この項において「請求等」という。)は、書面により行わなければならない。ただし、署名又は記名押印が不要である請求等を行う場合において当該請求等の内容を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を作成するときは、この限りでない。
- 3 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 4 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとする。
- 6 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治 29 年法律第 89 号)及び商法(明治 32 年法律第 48 号)の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 8 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもつて合意による専属的管轄裁判所とする。
- 9 受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(関連業務の調整)

- 第 2 条 発注者は、受注者の実施する業務及び発注者の発注に係る第三者の受託する他の業務が実施上密接に関連する場合において、必要があるときは、その業務につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う業務の円滑な実施に協力しなければならない。

(工程表)

- 第 3 条 受注者は、請負金額が 100 万円を超える委託については、契約締結の日から起算して 7 日以内に設計図書に基づき、委託に関する工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の工程表について、委託の内容に照らし必要があると認めるときは、その

変更を受注者に対して求めることができる。

(契約の保証)

第4条 受注者は、発注者に対し、契約金額(変更契約により契約金額が当初契約金額の10分の5以上増額したときは、変更後の契約金額)の10分の1に相当する金額以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の契約保証金の納付は、その全部について、次に掲げる担保の提供のうちいずれかの方法によるものをもって代えることができる。この場合において、担保の提供の方法は、変更できないものとする。

(1) 国債ニ関スル法律(明治39年法律第34号)第2条第1項に規定する無記名証券による利付国債又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条の規定により地方公共団体の発行する無記名式の地方債

(2) 独立行政法人等登記令(昭和39年政令第28号)第1条に規定する独立行政法人等の発行する債券

(3) この契約(変更契約により契約金額、履行期間等が変更したときは、変更後の契約をいう。以下同じ。)による債務の不履行により発注者に生ずる損害金を発注者に対して支払うことを保証する出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)の保証

3 前2項に規定する契約保証金の納付及び担保の提供は、この契約の締結(変更契約により契約金額が増額したときは、変更契約の締結をいう。以下「契約の締結」という。)と同時に進行しなければならない。

4 発注者は、第6項に定める場合を除き、受注者が契約の締結と同時に次に掲げる証券を発注者に差し入れた場合において、これらによる保証金額又は保険金額が請負金額の10分の1以上であるときは、第1項の規定による契約保証金の納付を免除する。

(1) この契約による債務の履行を発注者に対して保証する保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき財務大臣が指定する金融機関の公共工事履行保証証券

(2) この契約による債務の不履行により発注者に生ずる損害を発注者に対しててん補する保険会社の履行保証保険証券

5 受注者が第2項第3号に掲げる保証又は第4項各号のいずれかに掲げる証券に係る保証を付す場合は、当該保証は第40条の2第3項各号に掲げる者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

6 受注者は、発注者があらかじめ入札の公告又は入札実施通知において契約書記載の工事の請負者となる者が委託契約による債務の履行を発注者に対して保証する公共工事履行保証証券を発注者に差し入れる必要があることを定めたときは、契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を発注者に対して保証する公共工事履行保証証券(引き渡した委託対象物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。))である場合において当該契約不適合を保証する特約を付したものに限る。)で請負金額の10分の3に相当する金額以上の額を保証金額とするものを発注者に差し入れなければならない。

- 7 前項の規定により受注者が付す保証は、第40条の2第3項各号に規定する契約の解除による場合についても保証するものでなければならない。
- 8 第6項の場合において、発注者は、第1項の規定による契約保証金の納付を免除する。
- 9 発注者は、第4項及び前項に規定するもののほか、あらかじめ入札の公告又は入札実施通知により契約書記載の工事の請負者となる者が一定の条件を満たすときに契約保証金の納付を免除することを定めた場合において、受注者が発注者の定める条件を満たしているときは、第1項の規定による契約保証金の納付を免除する。
- 10 受注者は、第4項又は第6項の規定による証券の差し入れに代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法という。')であって、当該履行保証を行う者が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該証券を差し入れたものとみなす。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者に申請し、その承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 発注者は、この契約により取得した目的物(以下「成果品」という。)を自由に使用し、又はその内容を変更することができる。
 - 3 受注者が前払金の使用や部分払等によってもなおこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。
 - 4 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(一括再委託等の禁止)

- 第6条 受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- 2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - 3 受注者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
 - 4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(承諾を求める手続)

- 第7条 受注者は、第5条第1項ただし書、前条第3項の規定により、発注者の承諾を得ようとする場合は、契約による権利義務の譲渡若しくは承継又は再委託に係る契約(当該契約の成立及び変更が発注者の承諾を、約定による解除及び解約が発注者に対する当該契約の両当事者の共同による届出を、それぞれの効力の停止条件とするものに限る。)を締結し、発注者が

指定する申請書(当該契約の両当事者が署名又は記名押印の上、作成したものに限る。)に当該契約を証する書面の写しを添付して発注者に提出しなければならない。

- 2 受注者が死亡したときは契約による権利義務を相続した者、受注者が破産手続開始の決定により消滅したときはその破産管財人又は受注者が法人である場合において他の法人と合併により消滅したときは合併後の法人は、契約による権利義務の承継を証する書面を発注者に提出するものとする。

(下請負人の通知)

第8条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第9条 受注者は、委託業務について特許権その他第三者の権利の対象となっている方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(委託業務の調査等)

第10条 発注者は、必要がある場合には、委託業務に関して受注者に説明若しくは報告を求め、又は調査若しくは指示をすることができる。

(監督員)

第11条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他に定めるもの及びこの条項により発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

(1) 契約の履行についての受注者又は受注者の代理人に対する指示、承諾又は協議

(2) 設計図書による業務工程の管理、立会い

- 3 発注者は、2名以上の監督員を置き前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの条項による発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

- 4 第2項の規定による監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。
この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

- 6 発注者が監督員を置かないときは、この条項に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(代理人)

第12条 受注者は、代理人を定めて、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

- 2 代理人は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に基づく受

注者の一切の権限（委託料の変更、履行期限の変更、委託料の請求及び受領、第 15 条第 1 項又は第 2 項の請求の受理、同条第 3 項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除く）を行使することができる。

- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 受注者又は代理人は、その日の天候、就労人数及び業務の進行状況その他必要な事項を記載した業務日誌を作成し、監督員が求めたときは、これを提出しなければならない。

（履行報告）

第 13 条 受注者は、設計図書に定めるところにより、契約の履行について発注者に報告しなければならない。

（委託関係者の指揮監督）

第 14 条 委託業務従事者の指揮監督は、すべて受注者において行うものとする。

（委託関係者に関する措置請求）

- 第 15 条 発注者は、代理人等がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 発注者又は監督員は、委託業務従事者、受注者の使用人若しくは受注者から業務を委託された者等で業務の実施につき著しく不適當と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 3 受注者は、前 2 項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に発注者に通知しなければならない。
 - 4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適當と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
 - 5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から 10 日以内に受注者に通知しなければならない。

（使用材料の品質及び検査等）

- 第 16 条 業務で使用する材料（以下「使用材料」という。）の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合においては、中等以上の品質を有するものとする。
- 2 受注者は、設計図書又は監督員が必要と認めて書面により行う指示において、監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された使用材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
 - 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から 7 日以内に応じなければならない。
 - 4 受注者は、業務現場内に搬入した使用材料を監督員の承諾を受けずに業務現場外に搬出

してはならない。

- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、検査の結果不合格と決定された使用材料については、当該決定を受けた日から7日以内に業務現場外に搬出しなければならない。

(支給材料及び貸与品)

第17条 発注者が受注者に支給する材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する建設機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関しこの契約の内容に適合しないこと(第2項の検査により発見することが困難であつたものに限る。)等があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第2項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前2項の場合において、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の完了、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により、支給材料若しくは貸与品が滅失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

(条件変更等)

第18条 受注者は、業務の実施に当たり次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと(こ

これらの間の優先順位が定められている場合を除く。)。

- (2) 設計図書に誤びゆう又は脱漏があること。
 - (3) 設計図書の表示が明確でないこと。
 - (4) 業務現場の形状、実施上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な業務条件と実際の業務現場が一致しないこと。
 - (5) 設計図書で明示されていない実施条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。
 - 3 発注者は、前項の規定による監督員の調査の報告を踏まえ、受注者の意見を聴き、発注者としての調査結果(これに基づき受注者がとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)を取りまとめ、当該監督員の調査が終了した日から 14 日以内に、その結果を通知しなければならない。ただし、当該期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者に意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
 - 4 発注者は、前項に規定する発注者としての調査結果により第 1 項各号のいずれかに該当することを確認した場合において、必要があると認められるときは、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 5 発注者は、前項の場合において、第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当することにより設計図書を変更する必要があるときは、あらかじめ受注者と協議を行うものとする。ただし、当該協議が整うことを要しない。
 - 6 第 4 項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務内容の変更)

- 第 19 条 発注者は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、契約金額及び履行期限を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して定める。
- 2 受注者は、委託業務について仕様書の不備、不測の事態の発生その他正当な理由がある場合は、発注者に対し委託業務の内容の変更を請求することができる。この場合において、契約事項を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(業務の中止)

- 第 20 条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であつて受注者の責めに帰すことができないものにより、業務現場の状態が変動したため、受注者が業務を実施できないと認められるときは、発注者は、業務の全部又は一部の業務の一時中止を、中止対象となる業務の範囲、区域その他の内容(以下「中止内容」という。)を明らかにした上で、受注者に指示しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の全部又は一部の実

施の一時中止を、中止内容を明らかにした上で、受注者に指示することができる。

- 3 受注者は、前2項の規定による発注者の一時中止の指示があつたときは、当該指示に従い、業務の全部又は一部の実施を一時中止しなければならない。
- 4 発注者は、受注者が前項の規定により業務の実施を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備えて業務現場を維持し若しくは委託業務従事者、建設機械器具等を保持するための費用その他の業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

第20条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期限の延長)

第21条 受注者は、受注者の責めに帰することのできない理由により、履行期限内に委託業務を完了することができないときは、あらかじめ発注者に対して、その理由を明示して履行期限の延長を求めることができる。

(発注者の請求による履行期限の短縮)

第22条 発注者は、特別の理由により履行期限を短縮する必要があるときは、履行期限の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは契約金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期限の変更方法)

第23条 履行期限の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期限の変更事由が生じた日(第21条の場合にあっては、発注者が履行期限変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期限変更の請求を受けた日)から14日以内に協議開始の日を通知しない場合においては、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(契約金額の変更方法)

第24条 契約金額の変更(次条の規定による変更を除く。)については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から30日以内に協議が整わない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第19条の規定による契約金額の変更については、別表に定めるところによるものとする。
- 3 第1項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知す

るものとする。ただし、発注者が契約金額の変更事由が生じた日から 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合においては、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

- 4 この条項の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更)

第 25 条 特別な要因により履行期限内に燃料費等の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約金額が不適當となったときは、発注者又は受注者は、契約金額の変更を請求することができる。

- 2 予期することができない特別の事情により、履行期限内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、契約金額の変更を請求することができる。

- 3 前各項の場合において、契約金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 30 日以内に協議が整わない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。

- 4 前項の協議開始の日については、発注者が受注者に意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項又は第 2 項の請求を行った日又は受けた日から 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合においては、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(臨機の措置)

第 26 条 受注者は、災害、事故若しくは一般交通に対する危険等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

- 3 監督員は、災害防止その他業務の実施上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち受注者が契約金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第 27 条 委託業務により生じた損害その他委託業務の処理に関して生じた損害(第三者に及ぼした損害をも含む。)は、受注者の負担とする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する理由によるものであるときは、発注者の負担とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務の実施に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害に必要な費用を負担しなければならない。ただし、その損害のうち業務の実施につき受注者が善

良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

- 3 前2項の場合その他委託業務の実施について第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第28条 業務の完了前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者と受注者の双方の責めに帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、仮設物又は業務現場に搬入済みの使用材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下この条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額(仮設物又は業務現場に搬入済みの使用材料若しくは建設機械器具であつて第15条第2項の規定による検査、立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。次項において同じ。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち契約金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。

- 5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、当該各号に定めるところにより、算定する。

(1) 使用材料に関する損害

損害を受けた使用材料で通常妥当と認められるものに相応する請負金額とし、残存価値がある場合においては、その評価額を差し引いた額とする。

(2) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における業務量に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

- 6 数次にわたる不可抗力により損害の合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(契約金額の変更に代える設計図書の変更)

第29条 発注者は、第17条から第20条まで、第22条、第25条、第26条、第28条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担すべき費用の額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。

- 2 前項の場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 30 日以内に協議が整わない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 3 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 14 日以内に協議開始の日を通知しない場合においては、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第 30 条 受注者は、委託業務を完了したときは、履行届を発注者に提出し、成果品について発注者の検査を受けなければならない。

- 2 発注者は、前項の履行届を受理したときは、その日から起算して 10 日以内に受注者の立会の上検査しなければならない。
- 3 前項の規定による検査の結果不合格となり、発注者から期限を指定して補正を命ぜられたときは、受注者は、自己の負担でその指定期限内に修補又は補正して、発注者の検査を受けなければならない。

この場合における発注者の検査については、前 2 項の規定を準用する。

- 4 発注者の検査に合格したときは、受注者は、成果品を発注者に引き渡すものとする。

(契約金額の支払)

第 31 条 受注者は、前条の規定による検査に合格したときは、発注者に対し、契約金の支払を請求する。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が提出する適正な請求書を受理したときは、その日から起算して 30 日以内に契約金を支払わなければならない。
- 3 発注者が、その責めに帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(前払金)

第 32 条 請負金額が 300 万円以上の委託について、発注者が受注者の申出により前金払をすることが適当と認めたときは、受注者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、発注者に対しその保証証書を寄託して、契約金額の 10 分の 3 以内の金額（1 万円単位とし、1 万円未満は切り捨てる。）を請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 発注者は、第 1 項又は第 2 項の規定により受注者が提出する適正な請求書を受理したときは、その日から起算して 15 日以内に前払金を支払うものとする。

- 4 業務内容の変更その他の理由により契約金額が増額した場合において当該増加額が変更前の契約金額の10分の3を超える場合は、受注者は、その増額後の契約金額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額以内の前払金の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。
- 5 業務内容の変更その他の理由により契約金額が減額した場合において、受領済みの前払金額が減額後の契約金額の10分の4を超えるときは、受注者は、当該契約金額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。ただし、超過額を計算する場合において、超過額に10万円未満の端数があるとき又はその全額が10万円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 6 前項の場合において、超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況から見て著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、契約金額が減額された日から30日以内に協議が整わない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、第5項又は前項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により決定された率(以下「法定率」という。)の割合で計算した遅延利息の支払を請求することができる。

(保証契約の変更)

第33条 受注者は、前条第4項の規定により受領済みの前払金に追加して更に前払金の支払を請求する場合においては、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

- 2 前項に定める場合のほか、前条第5項の場合において、保証契約を変更したときは、受注者は、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。
- 3 受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

(前払金の使用等)

第34条 受注者は、前払金をこの委託業務の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この委託業務において償却される割合に相応する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

(部分払)

第35条 受注者は、請負金額が100万円以上の場合において、発注者が部分払をすることが適当と認めたときは、その指示する部分が完了した後、発注者にその旨届け出て検査を受けなければならない。

- 2 部分払の額は前項の検査に合格した部分に対する契約金相当額の10分の9以内とし、その支払方法は第31条第2項の定めによる。

- 3 前払金の支払を受けた場合に部分払を受けることができる金額は、第1項の検査に合格した部分に対する契約金相当額に対する契約金額の割合を、当該前払金の支払額に乗じて得た金額を前項の規定による部分払相当額から減じた額とする。

(前払金等の不払に対する業務中止)

第36条 受注者は、発注者が第32条又は第35条において準用される第31条の規定による支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわらず、支払をしないときは、業務の全部又は一部の実施を一時中止することができる。この場合において、受注者は、その理由を明示した書面により直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が業務の実施を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期限若しくは契約金額を変更し、又は受注者が業務の続行に備えて業務現場を維持し若しくは委託業務従事者、建設機械器具等を保持するための費用その他の業務の実施の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第37条 受注者の責めに帰すべき事由により履行期限内に業務を完了することができない場合において、発注者は、違約金の支払を受注者に請求することができる。

- 2 前項の違約金の額は、その遅滞日数1日につき、契約金額の1,000分の1の額とする。
- 3 発注者の責めに帰する理由により第31条の規定による契約金額の支払が遅れたときは、受注者は、発注者に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により指定された率による遅延利息の支払を請求することができる。

(契約不適合責任等)

第38条 発注者は、引き渡された委託対象物が契約不適合であるときは、受注者に対し、委託対象物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
- (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 委託対象物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 発注者は、引き渡された委託対象物に関し、第30条の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とし

た履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 5 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 6 発注者が第4項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第9項において「契約不適合責任期間」という。）のうちに契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間のうちに請求等をしたものとみなす。
- 7 発注者は、第4項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要なと認められる請求等を行うことができる。
- 8 第4項から前項までの規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 9 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 10 発注者は、引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことができない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りではない。
- 11 引き渡された委託対象物の契約不適合が設計図書の記載内容又は発注者の指示により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（発注者の解除権）

第39条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第5条第4項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
 - (2) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (3) 履行期間内に完了しないとき又は契約期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (4) 第6条の規定に違反して第三者に再委託したとき。
 - (5) 第12条第1項に掲げる者を置かなかつたとき。
 - (6) 正当な理由なく、前条第1項の履行の追完がなされないとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第5条第1項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。
 - (2) 第5条第4項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

- (3) この契約の業務を完了させることができないことが明らかであるとき。
- (4) 受注者がこの契約の業務の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の委託対象物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前項の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下次条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下次条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- (9) 第42条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

第40条 発注者は、前条第2項の規定によるほか、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項若しくは第2項（第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令（以下「排除措置命令」という。）を行なった場合において、当該排除措置命令があったことを知った日から6箇月間又は当該排除措置命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該排除措置命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1項（同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による命令（以下「課徴金納付命令」という。）を行なった場合において、当該課徴金納付命令があったことを知った日から6箇月間又は当該課徴金納付命令の日から1年間（以下この号において「出訴期間」という。）を経過したとき（出訴期間内に当該課徴金納付命令について処分の取消しの訴えが提起されたときを除く。）。
 - (3) 受注者が、排除措置命令又は課徴金納付命令に対し、処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
 - (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。
 - (5) 受注者が、他の入札者と共同して落札すべき者又は入札金額を決定したことを認めたとき。
- 2 発注者は、前条第2項又は前項の規定によるほか、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当

するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) その役員等（受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与しているものを、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与しているものをいう。以下この項において同じ。）が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - (2) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有すると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 3 前2項の規定により委託対象物の引き渡し前に契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の100分の10に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、発注者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。

（発注者の損害賠償請求等）

第40条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) この契約の委託対象物に契約不適合があるとき。
 - (2) 第39条又は第40条の規定により委託対象物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額の10分の1に相当する金額以上の額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第39条の規定により委託対象物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 委託対象物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行が不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合における破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合における会社更生法（平成14年法律第

154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合における民事再生法(平成11年法律第225号)に規定する再生債務者等

4 第1項各号若しくは第2項各号又は第37条第1項に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項並びに第2項及び第37条第1項の規定は適用しない。

5 第2項の場合(第39条第2項第8号の規定によりこの契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定による契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもつて違約金に充当することができる。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第40条の3 第39条第1項各号若しくは第2項各号又は第40条第1項各号若しくは第2項各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、第39条第1項若しくは第2項又は第40条第1項若しくは第2項の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の任意解除権)

第41条 発注者は、委託業務が完了しない間は、第39条第1項若しくは第2項又は第40条第1項若しくは第2項の規定によるほか必要がある場合には契約を解除することができる。この場合において、第32条の規定による前払金が支払われているときは、受注者は、当該受領済みの当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

2 前項の定めによる契約の解除により受注者に損害を生じたときは、発注者はこれを賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

3 委託業務の完了前に契約が解除された場合に、一部完成した成果品で発注者の検査に合格したものがあるときは、当該成果品を発注者の所有とすることができる。この場合において、発注者は、当該成果品に対する契約金の相当額(第32条の規定による前払金が支払われているときは、受領済みの当該前払金の額)を受注者に支払わなければならない。

4 委託業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

(受注者の解除権)

第42条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため契約金額が3分の2以上減少したとき。

(2) 第19条の規定による委託業務の中止期間が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が委託業務の一部のみの場合

においては、その一部を除いた他の部分の委託業務が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の損害賠償請求等)

第 42 条の 2 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第 42 条の 3 第 42 条第 1 項又は第 2 項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、第 42 条の規定による契約の解除をすることができない。

(損害賠償の予定)

第 43 条 受注者は、第 40 条第 1 項号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 20 に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に定める額を超える場合において、発注者が当該超える額を併せて請求することを妨げるものではない。
- 3 前 2 項の規定は、委託業務が完了した後においても適用するものとする。
- 4 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であつたすべての者に対し、第 1 項及び第 2 項の額を請求することができる。この場合において、当該構成員であつた者は、共同連帯して当該額を支払わなければならない。

(秘密の保持)

第 44 条 受注者は、委託業務の実施により知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 45 条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(あっせん又は調停)

第 46 条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が整わない場合、その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者と受注者とが協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担するものとする。

(補則)

第 47 条 この契約に定めのない事項及びこの契約について疑義を生じたときは、発注者と受注者とは協議して定める。

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第 1 受注者は、個人情報（個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第 2 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第 3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第 4 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(利用及び提供の制限)

第 5 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約の業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第 6 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第 7 受注者は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料等の返還等)

第 8 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の監督)

第 9 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(実地調査)

第 10 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第 11 発注者は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第 12 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

別表（第 24 条、第 32 条、35 条）

項目	適用条文	算式等	概要
契約金額 を変更する 場合	第 24 条 第 2 項	1 第 1 回目の変更の場合 $(\text{変更委託価格} \times \text{元契約金額} \div \text{元設計額}) \times 1.1 =$ 変更後の契約金額 2 第 2 回目(以降)の変更の場合 $(2 \text{ 回目(以降)変更委託価格} \times \text{元契約金額} \div \text{元設計額}) \times 1.1 = 2 \text{ 回目(以降)変更後の契約金額}$	左の算式中、括弧内の計算の結果、千円未満の端数が生じたときは、特別の事情がある場合を除き、これを切り捨てる。
前金払を する場合	第 32 条 第 1 項	1 前金払は、1 万円を単位とし、1 万円未満の金額は切り捨てる。	
部分払を する場合	第 35 条 第 2 項	1 部分払をする回数 (1) 契約金額が 300 万円までの委託 2 回以内 (2) 契約金額が 300 万円を超え 1 億円までの委託 3 回以内 (3) 契約金額が 1 億円を超える委託 4 回以内 (4) 設計変更により契約金額が 10 分の 4 以上増額された場合又は契約期間が 3 分の 1 以上延長された場合は、回数を増すことができる。 (5) 上記の回数は、前払金を支払った場合にあっては 1 回減ずるものとする。 2 部分払をする最低金額 (1) 第 1 回の部分払金は、完了出来高が 10 分の 4 の場合における請求可能額 (2) 第 2 回以降の部分払金は、契約金額の 10 分の 1 の金額 3 部分払金の算出方法 $\text{部分払金} = \text{契約金額} \times \text{完了出来高} \times 0.9 - \text{前払金控除額} - \text{既支払額}$ (1 万円未満の端数は切り捨てる。) (1) 完了出来高 $\text{完了出来高} = (\text{出来高査定設計額} / \text{設計額})$ (小数点以下 2 位未満は切り捨てる。) (2) 前払金控除額 $\text{前払金控除額} = (\text{前払金}) \times \text{完了出来高}$	1 発注者が必要と認める場合は、算式にかかわらず前払金額までの額とすることができる。 2 その他特別の事情により左記により難しい場合は、別段の定めをすることができる。